

第 18 回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会 議事概要

日時：令和 4 年 3 月 3 日 19：00～20：30

場所：防災庁舎 4 階 防 43・44 号室

（委員）

「まん延防止等防止措置」が適用された時点での感染状況と変わらない状況にある中での解除となる。今後、感染が再拡大した場合など、現在の対応方針を見直す予定はあるのか。

（事務局）

大きな方針としては、一定の水準に感染者数を抑えながら、経済活動や日常生活の維持を図っていくこととしている。当面は現在の対応方針を維持しながら、オミクロン株の特徴やワクチン接種の推進などがこれからの感染状況にどのように影響していくのかを見極め、今後の対応を検討してまいりたい。

（委員）

県が早い段階で「まん延防止等重点措置」の適用や行動要請を行ったことによって、九州の中では一番低く感染を抑えるなど、一定の成果が現れている。現状では、10 歳未満、10 代の子ども及び親世代にあたる 30 代の感染が多いが、そこから感染が高齢者にも広がり、重症化する方が出ている。まずは、学校での対策など、子どもの感染をいかに抑制するかが重要となる。

（委員）

県が早め早めに対応したことにより、全国でもかなり低い水準に感染を抑えることができおり感謝している。これからは県民の暮らしや経済を守ることも必要であることは理解できるが、沖縄県のように警戒レベルを落とした後に再度感染が拡大した事例もあるため、引き続き警戒を継続するよう呼びかけを行っていただきたい。

（会長）

高齢者施設や医療機関の中で感染が判明するケースが多くなっているが、そうした場合の保健所等による支援や指導は間に合っているのか。

（事務局）

高齢者施設については、I C Nにご協力いただき、施設内の感染拡大防止対策

を実施しているが、医療機関と同じような対応を実施することは困難な状況であり、オミクロン株の高い感染力により、対策の実施より感染の広がりの方が早いのが実態である。

(委員)

沖縄県でリバウンドが起きている要因等について、何か情報がないだろうか。都城・北諸県圏域や日向・東臼杵圏域でも若干ではあるが増加の傾向が見られており、先行して拡大している沖縄県の事例にヒントがあるのではないかと。

(事務局)

沖縄県の感染拡大について、沖縄県立中部病院の高山先生によると10歳未満の感染が大きく増加している一方で、飲食店の時短要請が解除されたが、まだ20代では増加が確認されていないと分析をされている。都城・北諸県圏域や日向・東臼杵圏域における増加の傾向も、教育保育施設及び高齢者施設等でのクラスターの影響が大きい状況にある。教育保育施設で感染が拡大することにより、10歳未満や親世代に当たる30代、40代が増加している状況となっている。

(委員)

後遺症について、療養解除となった患者が、再度発熱し外来を受診するケースがあるが、診療を拒否し、特定の医療機関に負担が集中するケースもある。後遺症や療養解除後の取り扱い等について、周知を徹底していただきたい。また、療養解除後の転院受入れを行う医療機関の拡充をお願いしたい。

(会長)

療養解除後にコロナの後遺症等が関係して亡くなるケースもあるかと思う。現状では療養解除となった患者の情報を把握できないと思うが、例えば解除後1ヶ月後まで情報をとるような体制が必要ではないかと。

(事務局)

これだけ多くの感染者が出ると、保健所は日々療養患者等の対応に追われているのが実情であり、現状では解除後の患者へのフォローは困難な状況となっている。

(会長)

今後の感染拡大をいかに抑えるかが重要となるが、「まん延防止等重点措置」終了後の対応として気がかりなのは飲食店の対策である。営業時間の短縮や酒

類の提供停止が終了することとなるが、今後どのような対策を考えているか。

(事務局)

飲食については、まずは、「1卓4人以下、2時間以内」をしっかりと守っていただくことが重要と考えている。長時間になればそれだけリスクも高まるため、「みやぎきモデル」の徹底と合わせて、しっかりと呼びかけを行っていききたい。

(会長)

感染拡大の起点はやはり飲食の場からとなっている。過去も飲食の場から県下全体に感染が広がった経緯があるため、呼びかけの徹底をお願いしたい。

(委員)

高齢者施設等では人員配置基準の定めがあるため、体調が悪くても休めない状況があるのではないか。施設内での感染拡大を防止するため、体調異変時に特例として、減算対象にならない期間を一定程度設けるなどの措置はできないか。

(事務局)

施設の職員配置基準については、緩和基準があり、相談を受けた場合には、所管課の方で対応している。

(知事)

「第5波」において、「まん延防止等重点措置」や県独自の「緊急事態宣言」を終了した状況と比較して、現在は相当程度、感染が下げ止まりの状況にある中での解除を迎えることとなる。引き続き、今後の感染動向に最大限の警戒が必要だと改めて感じている。「まん延防止等重点措置」は、飲食店等に対する強い行動要請に加えて、県民に対するアナウンス効果も大きかったと考えており、今回この措置は終了となるが、決して安全宣言ではないということを注意喚起しながら、感染防止対策の徹底を図っていききたい。その上で、現在、クラスター等が多数発生をしている高齢者施設や教育保育施設等における対策の強化や、飲食店に対する要請がなくなった後の影響を見極めることが極めて重要だと考えている。一旦は「まん延防止等重点措置」というブレーキから足を外すこととなるが、感染が再拡大した場合、速やかに対策をとることができるよう、備えを強化してまいりたい。